

特別養護老人ホーム すずの郷・すずの郷西館

【 入居費用のご案内 】

R5年11月

1割負担

特別養護老人ホームすずの郷・すずの郷西館は、老人福祉法に規定された施設で、身体上又は精神上著しい障害がある為に、常時の介護を必要とし、かつ居宅において生活することが困難な方で、介護保険法の規定による「要介護3～5」の認定を受けている方が対象となります（「要介護1、2」の方であっても、例外的に入居が認められる場合があります）。また、西館は地域密着型となっておりますので、稲沢市内に6か月以上住所のある方のみが対象となります。

1. 介護サービス費

| 要介護度 | ユニット型介護福祉施設サービス費 | | 夜勤職員配置加算Ⅱ | | サービス提供体制強化加算Ⅲ | 日常生活継続支援加算 | 口腔衛生管理加算Ⅰ | 処遇改善加算、特定処遇改善加算、A-ステップ等支援加算 | | 月額（30日）※ | |
|------|------------------|----------|-----------|---------|---------------|------------|-----------|-----------------------------|---------|----------|----------|
| | 本館 | 西館 | 本館 | 西館 | 西館 | 本館 | 共通 | 本館 | 西館 | 本館 | 西館 |
| 1 | 20,088 円 | 20,365 円 | | | | | | 2,790 円 | 2,690 円 | 24,941 円 | 24,748 円 |
| 2 | 22,183 円 | 22,491 円 | | | | | | 3,054 円 | 2,950 円 | 27,300 円 | 27,134 円 |
| 3 | 24,432 円 | 24,740 円 | 554 円 | 1,417 円 | 184 円 | 1,417 円 | 92 円 | 3,337 円 | 3,224 円 | 29,832 円 | 29,657 円 |
| 4 | 26,558 円 | 26,927 円 | | | | | | 3,605 円 | 3,491 円 | 32,226 円 | 32,111 円 |
| 5 | 28,622 円 | 29,023 円 | | | | | | 3,865 円 | 3,747 円 | 34,550 円 | 34,463 円 |

※端数処理により若干の金額差が生じます。

2. 食費・居住費（負担限度額）

所得の低い方の施設利用が困難とならないよう、申請により食費と居住費の負担が軽減されます。所得に応じた限度額までを自己負担とし、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。なお、入院・外泊時も居住費は徴収させていただきますが、負担軽減対象者に関しては、外泊時費用算定時は通常の負担限度額を、それ以降は基準費用額（本館2,006円、西館2,500円）をご負担いただきます。

| 所得要件 | | 負担段階 | 食費 | 居住費 | 月額（30日） |
|---------------------------------------|---|-------|--------|------------------------|------------------------|
| 市町村民税 本人・配偶者非課税 | 高齢福祉年金、生活保護受給者 | 第1段階 | 300円 | 820円 | 33,600 円 |
| | 年金収入等※が80万円以下であって、預貯金等が単身者で650万円未満（夫婦で1,650万円未満） | 第2段階 | 390円 | | 36,300 円 |
| | 年金収入等が80万円超120万円以下であって、預貯金等が単身者で550万円未満（夫婦で1,550万円未満） | 第3段階① | 650円 | 1,310円 | 58,800 円 |
| | 年金収入等が120万円超であって、預貯金等が単身者で500万円未満（夫婦で1,500万円未満） | 第3段階② | 1,360円 | | 80,100 円 |
| 上記以外の方（配偶者課税（世帯の同別に関わらず）、本人課税、世帯主課税等） | | 第4段階 | 1,445円 | 本館 2,006円 西館 2,500円 | 103,530 円 118,350 円 |

※「年金収入等」とは、公的年金等収入金額（非課税年金含む）とその他の合計所得金額を合わせた額。

3. 利用料金表（1. 介護サービス費 + 2. 食費・居住費）

| | 第1段階 | | 第2段階 | | 第3段階（上段①、下段②） | | 第4段階 | |
|------|----------|----------|----------|----------|---------------|-----------|-----------|-----------|
| | 本館 | 西館 | 本館 | 西館 | 本館 | 西館 | 本館 | 西館 |
| 要介護1 | 58,541 円 | 58,348 円 | 61,241 円 | 61,048 円 | 83,741 円 | 83,548 円 | 128,471 円 | 143,098 円 |
| | | | | | 105,041 円 | 104,848 円 | | |
| 要介護2 | 60,900 円 | 60,734 円 | 63,600 円 | 63,434 円 | 86,100 円 | 85,934 円 | 130,830 円 | 145,484 円 |
| | | | | | 107,400 円 | 107,234 円 | | |
| 要介護3 | 63,432 円 | 63,257 円 | 66,132 円 | 65,957 円 | 88,632 円 | 88,457 円 | 133,362 円 | 148,007 円 |
| | | | | | 109,932 円 | 109,757 円 | | |
| 要介護4 | 65,826 円 | 65,711 円 | 68,526 円 | 68,411 円 | 91,026 円 | 90,911 円 | 135,756 円 | 150,461 円 |
| | | | | | 112,326 円 | 112,211 円 | | |
| 要介護5 | 68,150 円 | 68,063 円 | 70,850 円 | 70,763 円 | 93,350 円 | 93,263 円 | 138,080 円 | 152,813 円 |
| | | | | | 114,650 円 | 114,563 円 | | |

※上記料金その他、随時算定される加算や「日常生活に要する費用」、「その他の費用」等がかかります（裏面参照）。

4. 加算一覧

事業所が体制条件を満たした場合、もしくは入居者様に該当サービスを提供した場合に加算をいただきます。

| 頻度 | 加算名 | 料金 | 本館 | 西館 | 算定要件 |
|----|------------------|------------------------|----|----|--|
| 随時 | 初期加算 | 30 円/日 | ○ | ○ | 入居日から起算して30日間であること（過去3か月間に当該施設に入居したことがない場合に限る）。又30日を超えて入院し、再度入居した場合も算定することができる。 |
| | 外泊時費用 | 252 円/日 | ○ | ○ | 入院・外泊時に月6日を限度とし、算定することができる。月をまたぐ場合は、最大12日間算定することができる。外泊時費用算定時、居住費は負担限度額が適用され、それ以降は基準費用額となる。 |
| 日 | 夜勤職員配置加算Ⅱ | 本館 18 円/日 西館 47 円/日 | ○ | ○ | 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること。 |
| | サービス提供体制強化加算Ⅲ | 6 円/日 | - | ○ | 介護福祉施設サービスを入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。 |
| | 日常生活継続支援加算 | 47 円/日 | ○ | - | 前6か月間又は前12か月間における新規入居者の総数のうち、要介護度4以上の方の占める割合が70%以上、もしくは認知症である方（日常生活自立度Ⅲ以上）の占める割合が65%以上であり、かつ入居者6又はその端数を増す毎に、介護福祉士を1以上配置していること。 |
| 月 | 口腔衛生管理加算Ⅰ | 92 円/月 | ○ | ○ | 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成し、入居者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行うこと。また、当該入居者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行い、当該入所者に係る口腔に関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。 |
| | 加算名 | 加算率 | 本館 | 西館 | 加算概要 |
| 月 | 介護職員処遇改善加算Ⅰ | 8.3% | ○ | ○ | 介護職員の資質向上や、雇用管理の改善等労働環境を整備し、研修等の活用により介護職員の社会的・経済的評価を高める好循環を図る。 |
| | 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ | 2.7% | ○ | - | 人材定着の必要性、介護福祉士に期待される役割の増大、賃金制度の整備・運用状況等を踏まえたキャリアアップ制度の構築や経験・技能のある介護職員を中心に、その他の職種に対する処遇改善も行う。 |
| | 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ | 2.3% | - | ○ | |
| | 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 1.6% | ○ | ○ | 基本給等の引上げによる賃金改善を行う。 |

※入居者様の状態や職員の体制状況等により変動がございます。

5. 日常生活に要する費用（1日当たり）

| 項目 | 料金 | 内容 |
|-----------|------|---------------------------------------|
| ユニット娯楽費 | 50円 | おやつ代等に充てさせていただきます。 |
| 電気製品使用料 | 50円 | 居室に持ち込まれる電気製品1台当たりの使用料（電気代）。 |
| 貴重品預かり管理費 | 100円 | 通帳や印鑑等、貴重品を施設にてお預かりする際の管理費（希望される方のみ）。 |

6. その他の費用

| 項目 | 料金 | 内容 |
|-----------|-----|---|
| 医療費、薬代 | 実費※ | 回診（月1回）、歯科往診（随時）、他科受診（随時）、処方薬に係る費用。 |
| 介護に関する消耗品 | | 介護サービスを提供するうえで必要となる消耗品。 例）口腔ケア用品、衛生用品等。 |
| 栄養補助食品 | | 疾病、体力の低下等により、普通食では補えない栄養を摂取する為の補助食品等。 |
| 外出・外食の費用 | | ご本人様にかかる費用をご負担いただきます。付添職員分は施設が一部負担致します。 |
| 理・美容サービス | | ご希望の理・美容院へお連れ致します。あるいは訪問美容をご利用いただけます。 |
| 宅配サービス | | 個別で宅配サービスをご希望された場合。 例）新聞、ヤクルト等。 |

※利用料と併せてご請求させていただくか、入居時にお預けいただくご本人様のお小遣いからのお支払いになります。

<メモ欄>